議

事 日 程 (第 兀

号

令和五年九月二十七日(水曜日)

令和五年九月二十七日 午前十時開議

							第三				第 二			第 一	
認第	認第	認第	認第	認第	認第	認第	認第	議第四上	議第四上	議第四上	議第 四	議第四上	議第三十	議第三十八号	牟 利王 年
八号	七号	六号	五号	四 号	三号	二号	<u>一</u> 号	十四号	十三号	日十二号	四十号	1十一号	〒九 号	〒八 号	サナ 月 二 十 七 日
令和四年度五條市水道事業会計決算認定について	令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	令和四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について	令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について	令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について	令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について	五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正について	令和五年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について	市立五條文化博物館条例等の一部改正について	五條市大塔ライフハウス条例の全部改正について	

-145 -

令

Ŧī.

年

和

Ŧī. 條 市 議

会第三回

九月定例

会 会

議録

(第四号)

第			第 第 第
七			六 五 四
第第第第第第	同 同 同 同 同 同 第 第 第 第 第 第 第] 同 同 同 同 同 同 同 5 第 第 第 第 第 第 第	同 同 同 認 第 第 第 第
一 一 一 一 一 十 十 十 十 二 五 四 二 一 十 五 四 月 号 号 号 号 号 号 号	+ + + + + 九 八 七 六 五 円 号 号 号 号	· 十 十 十 三 二 一 十 九 八 七 · 号 号 号 号 号 号 号	六 五 四 九 号 号 号 号
員命につい 任命につい	五條市農業委員会委員の任命について五條市農業委員会委員の任命について五條市農業委員会委員の任命について五條市農業委員会委員の任命について五條市農業委員会委員の任命について	 任任任任命命命 任命命 行命についい いいい 	五條市農業委員会委員の任命について五條市監査委員の選任について五條市監査委員の選任について五條市教育委員会委員の任命について令和四年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

										出席議員(十二名)	議事日程のとおり本日の会議に付した事件	第 九 選第 二号 議会改	第 八 発議第 六号 下水サ	同第三十一号 五條市	同第 三十号 五條市	同第二十九号 五條市	同第二十八号 五條市	同第二十七号 五條市	同第二十六号 五條市
												議会改革特別委員会の構成の変更と委員の追加について	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番										
吉	Щ	福	岩	窪	七	谷	中	秋	仲										
田		塚	本		田		山	本	Щ										
雅	耕			佳		勝	俊	直											
範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉										

粉																			
教育部長		都市整備部長(は		都市整備部長(-	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事	教育長	副市長	市長				
勾	L	建築住宅・また	्राम	土木管理担当)	T			th.	-188	Ŧ	羊	7	++•	石	जर				
	日井	らづくり推																	
		進担当)																	
小庄					Ħ	入	小田	貝) <u>x</u>	~	P生)&	心	防	们			HE	天 恵
	雅	了臣	名 迫 雅(建築住宅・まちづくり推進担当)	名 迫 雅(建築住宅・まちづくり推進担当) 池 嶋	名 迫 雅(土木管理担当)	名 迫 雅 (建築住宅・まちづくり推進担当) 上 田 井 上 田 井 二 こ 富	(主木管理担当) (土木管理担当) 上 田 上 田 上 田 上 田 市 こ 富 久	建築住宅・まちづくり推進担当) 名 日 上 田 井 上 田 井 直 五 五 名 近 日 上 田 井 上 田 井 直 五 五 京 五 五 石 田 井 近 五 五 第 五 五 日 井 二 正 田 二 正 田 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 正 日 二 日 日 二 日 日 二 日 日 二 日 日 二 日 日 </td <td>建築住宅・まちづくり推進担当) 名 上 田 井 直 丸 市 山 市 市 市 市 日 井 山 市 日 市 田 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市</td> <td>建築住宅 長 主木管理担当 平 谷 八 中 港 七 田 井 道 市 井 山 市 市 市</td> <td>長 長 長 長 社部長 長 (土木管理担当) 谷 へ 中 櫻 名 (土木管理担当) ご 口 保 本 本 上 田 井 二 口 保 本 本 本 白 田 井 二</td> <td>長 長 長 社部長 長 (土木管理担当) 平 石 左 (土木管理担当) 平 石 中 水管理担当) 平 石 日 市 上 田 井 二 二 二 白 井 日 二 二 二 市 市 市 市 本 本 市 市 市 市 二 二 二 市 市 市 市 二<td>長 長 社部長 長 (土木管理担当) 長 (土木管理担当) 平 谷 中 皮 中 一 七 田 井 山 井 三 白 田 井 山 田 井 山 日 日 山 田 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 日</td><td>長 長 長 融 展 長 (土 市 長 日 長 (土 (土 市 市 長 (土 (土 市 市 市 名 上 田 井 田 日 日 日 名 上 田 井 日 日 日 日 日 白 井 山 日</td><td>長 長 祉 民 部 部 第 長 社 部 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1</td><td>長 長 社部長 長 (土本管理) 長 (土木管理) 平 谷 八 中 (型) (型) 名 上 (三) 上 (三) (三) 白 井 (三) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) (三) (二) (二) (三) (二) (二) (二) (二) (二) (三) (二) (二)</td><td>長 長 祉 民 長 (土 長 日 度 (土 (土 長 (建 (土 (土 (日 (建 (土 (七 (日 (土 (土 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (日 (日</td><td>長 長 祉 民 長 (土 市 市 長 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (日 (十 (七 (七 (日 (日 (七 (七 (日 (日<!--</td--><td>長 長 祉 民 許 計</td></td></td>	建築住宅・まちづくり推進担当) 名 上 田 井 直 丸 市 山 市 市 市 市 日 井 山 市 日 市 田 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	建築住宅 長 主木管理担当 平 谷 八 中 港 七 田 井 道 市 井 山 市 市 市	長 長 長 長 社部長 長 (土木管理担当) 谷 へ 中 櫻 名 (土木管理担当) ご 口 保 本 本 上 田 井 二 口 保 本 本 本 白 田 井 二	長 長 長 社部長 長 (土木管理担当) 平 石 左 (土木管理担当) 平 石 中 水管理担当) 平 石 日 市 上 田 井 二 二 二 白 井 日 二 二 二 市 市 市 市 本 本 市 市 市 市 二 二 二 市 市 市 市 二 <td>長 長 社部長 長 (土木管理担当) 長 (土木管理担当) 平 谷 中 皮 中 一 七 田 井 山 井 三 白 田 井 山 田 井 山 日 日 山 田 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 日</td> <td>長 長 長 融 展 長 (土 市 長 日 長 (土 (土 市 市 長 (土 (土 市 市 市 名 上 田 井 田 日 日 日 名 上 田 井 日 日 日 日 日 白 井 山 日</td> <td>長 長 祉 民 部 部 第 長 社 部 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1</td> <td>長 長 社部長 長 (土本管理) 長 (土木管理) 平 谷 八 中 (型) (型) 名 上 (三) 上 (三) (三) 白 井 (三) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) (三) (二) (二) (三) (二) (二) (二) (二) (二) (三) (二) (二)</td> <td>長 長 祉 民 長 (土 長 日 度 (土 (土 長 (建 (土 (土 (日 (建 (土 (七 (日 (土 (土 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (日 (日</td> <td>長 長 祉 民 長 (土 市 市 長 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (日 (十 (七 (七 (日 (日 (七 (七 (日 (日<!--</td--><td>長 長 祉 民 許 計</td></td>	長 長 社部長 長 (土木管理担当) 長 (土木管理担当) 平 谷 中 皮 中 一 七 田 井 山 井 三 白 田 井 山 田 井 山 日 日 山 田 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 山 日 日 日	長 長 長 融 展 長 (土 市 長 日 長 (土 (土 市 市 長 (土 (土 市 市 市 名 上 田 井 田 日 日 日 名 上 田 井 日 日 日 日 日 白 井 山 日	長 長 祉 民 部 部 第 長 社 部 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1	長 長 社部長 長 (土本管理) 長 (土木管理) 平 谷 八 中 (型) (型) 名 上 (三) 上 (三) (三) 白 井 (三) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) 白 (二) (二) (三) (二) (二) (三) (二) (二) (二) (二) (二) (三) (二) (二)	長 長 祉 民 長 (土 長 日 度 (土 (土 長 (建 (土 (土 (日 (建 (土 (七 (日 (土 (土 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (土 (日 (日 (日 (日 (日	長 長 祉 民 長 (土 市 市 長 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 市 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (土 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (土 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (土 (七 (七 (七 (日 (十 (七 (七 (日 (日 (七 (七 (日 (日 </td <td>長 長 祉 民 許 計</td>	長 長 祉 民 許 計

希子輔章美 哲 彦子秀	義員各立の質問をバこ理事皆則の答弁の祭よ、月寮勺寉こ3頃、します。この際、申し上げます。	○議長(吉田雅範)これより日程に入ります。	配布漏れはございませんか。――。 本日の日程につきましては、お手元に甌布溶みのとおりてあります。	○議長(吉田雅範)ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。	午前十時零分開会	本	農	事務局次長補佐 辰 巳 大	⊞	峯	事務局職員出席者	総務部次長 ・財政課長事務取扱	Ξ	会計管理者 榮 林 淳	
										久			裕	淳	佳

また、議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭的確にお願いします。

合に、市長を指定管理者に読み替えるという意味でこの第十六条が制定されている。料金についたでいていない。」との答弁があり、委員から、条文の読替えについてただしたのに対し、「基本的には市がにするのか、既に設定済みであれば比較するとどうなのかをただしたのに対し、「これまでの冬いう意見が多かったことから、その目的に向かって条例の整備を進めてきたところである。」と、「大塔小・中学校の校舎の活用について、自治会長などが参加する建物の活用検討委員会で始、委員から、この条例の改正は、大塔町の自治会、老人会、婦人会などの団体の皆さん方の了解」との答弁がありました。	ときの施設の利用規定についてただしたのに対し、「避難所開設時には、地元の方の避難だけでなく、働きに来ている方々が避難する場合が災計画に基づく避難所の開設時には、市ないし教育委員会の指示に従うよう規定している。」との答弁があり、委員から、避難所を開設したから、市が避難所として使用した場合、指定管理料の返還に関する規定はあるのかをただしたのに対し、「中央公民館、阿田峯公園、老人憩の家、西吉野コミュニティセンター、ロッジ星のくにの五か所である。」との答弁があり、委員に対し、「中央公民館、阿田峯公園、老人憩の家、西吉野コミュニティセンター、ロッジ星のくにの五か所である。」との答弁があり、委員和ら、市が必正するもので、当局の説明により了承した次第でありますが、委員から、避難所になっている指定管理施設の数をただしたの、初めに、議第三十八号 五條市大塔ライフハウス条例の全部改正につきましては、施設の設置目的や使用料設定等の規定の整備を行うため、	去る九月十二日気における審査の「総務文教	実委員長。 本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。八番総務文教常任委員会福塚○議長(吉田雅範)初めに日程第一、議第三十八号、議第三十九号及び議第四十一号の三議案を議題といたします。
--	---	----------------------	---

千円、 理の制度を活用して、 千円を追加し、 らの申請に対し設置の許可をしたもので、 置されていたが、 員から、 は八百十一人である。 のに対し、 者がいない場合を想定しての改正なのかをただしたのに対し、 とただしたのに対し、 局の説明により了承した次第でありますが、 条例本則において、市または教育委員会の直営としながら、指定管理者に管理を行わせることができるよう条例の一部を改正するもので、 者になった場合には利用料金と読み替えることになる。 歳入予算の主な内容は、 できないため、 についての規定はない。」との答弁があり、 次に、 また、委員から、 また、委員から、 また、委員から、 本案につきましては、 次に、議第三十九号 本案につきましては、 市税の還付金及び還付加算金の不足による八百万円、 5万人の森公園駐車場に設置されている充電設備の稼働状況と料金体制についてただしたのに対し、「電気充電式スタンド 議第四十一号 「以前から使用料をいただいており、料金については同様である。」との答弁がありました。 市がしっかりと管理し、 総額で百八十七億六千四百十五万二千円とするもので、 先週、 5万人の森公園において施設使用料は初めて設定するものなのか、現在の料金があれば、 5万人の森公園の年間利用者数についてただしたのに対し、「昨年度の来客者数は四万五千六十八人で、 管理主体を改めると以前と比べどのような違いがあるのかをただしたのに対し、 バーベキューサイトの利用件数は百二十件、 指定管理者に管理させることもできるというように改正する。」との答弁があり、委員から、 「駐車場の利用に関して、特に車中泊等については制限は設けていない。」との答弁がありました。 慎重審査を経て採決を行い、 業者のほうで撤去済みである。」との答弁があり、委員から、 慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 市立五條文化博物館条例等の一部改正につきましては、市または教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、 地方交付税八百七十四万二千円、 令和五年度五條市 指定管理の制度も活用していく体制をとれるよう改正をする。」との答弁がありました。 料金徴収等の維持管理の全てを業者が行っていたものである。」との答弁がありました。 委員から、 般会計補正予算 委員から、二十四時間開いているということで、 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 」との答弁がありました。 5万人の森公園の駐車場の開閉時間についてただしたのに対し、 市債千二百十万円をそれぞれ追加して歳出との均衡を図り、 災害時に対応した循環式水洗トイレ設置の千二百三十万円を計上するものであり (第五号) 「募集に対し応募がない場合、 キャンプサイトは十六件、 歳出予算の主な内容は、 議定につきましては、 市が管理していたのかをただしたのに対し、 歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千八十四 その他が十三件である。 今の条例のままでは市が直営で管理することが 車中泊等をしても構わないという認識でよ 大塔支所エレベーターの防水修繕五十四万二 「市が直営することを原則とし、 それとの比較についてただした 指定管理を受けてくれる 」との答弁があり、 債務負担行為の 「駐 施設の利用者数 車場 の開閉 基が設 指定管 追加 「業者 万二 嵵 当 委 間 か か

時には孤立したところに持って行けるものを整備し、快適に利用していただきたいという思いである。」との答弁がありました。 はヘリコプターで空輸が可能だが、より処理能力が大きいトイレの場合、 用的にも有効ではないかとただしたのに対し、 があり、委員から、 害時には大勢の方が使うことになるが、処理が追いつかずに使えない状態にならないかとただしたのに対し、「トイレの処理能力は、 たのに対し、 から、災害対応循環式水洗トイレの設置状況及び使用期限についてただしたのに対し、 立した集落にヘリコプター等で空輸するモデルとして設置するものである。」との答弁があり、委員から、事前に簡易トイレを配るほうが費 は孤立地区に運んでの使用を想定している。 用回数を一日当たり十五回と想定している。 入する予定である。 ただしたのに対し、「トイレの処理に関しては、 ついては、 なお、付託議案の審査終了後、 本案につきましては、 限度額は千百五十万円であるとの当局の説明により了承した次第でありますが、委員から、災害対応型のトイレとはどのようなものかを 令和六年度のがん検診の日程確保を早期に行うため、 「修正申告に基づく税額の減額や法人市民税における予定納税額と確定申告後の差額分の還付等である。 。 通 常、 孤立地区への運搬は可能なのか、十五人しか使えなくて対応できるのかをただしたのに対し、 慎重審査を経て採決を行い、 十数年程度は使用可能と考えている。」との答弁があり、委員から、 当局から、 基本的に、 災害対応では、平時と有事という形を考えており、 「スクールバス置き去り防止装置の設置について」報告を受けた次第であります。 「紀伊半島大水害のときに、トイレがなくて女性の方が非常に困っておられた。 生物ろ過及びオゾン滅菌という処理方法を利用している。」との答弁があり、委員から、 全員 災害時における使用の快適性、 致をもって可決すべものと決定いたしました。 令和五年度中に契約行為に着手するもので、 空輸は不可能である。 「現在設置しているところはなく、今回新たに 質の向上をこのトイレで賄うものである。 市税の還付金及び還付加算金についてただし 平時には堤防沿いに設置して、 平時には大川橋付近の河川敷に設置、 期間を令和五年度から六年度 「当トイレは有事の際に孤 **_** との答弁がありまし そして、 今回のトイレ 。また、 」との答弁 標準利 有事に 一基購 委員 災害 災

以上、御報告申し上げます。

○議長(吉田雅範)報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

しております。 委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、 議案についての質疑は去る十二日に行 いました議案審議にお い て既に終了

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

 ○議長(吉田雅範)次に日程第二、議第四十号、議第四十二号、議第四十二号及び議第四十四号の四議案を議題といたします。 ○厚生建設常任委員長(山口耕司)ただいま議題となりました議第四十号、議第四十二号、議第四十二号及び議第四十四号の四議案を認備で各種証明書を取得 す本件は、去る九月十二日の本会議において当委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。九番厚生建設常任委員会において当委員会に付託し、御審査をいただいております。 本件は、去る九月十二日の本会議において当委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。九番厚生建設常任委員会において当委員会に付託し、御審査をいただいております。 れかめに、議第四十号 五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情 報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、スマートフォン等の移動端末設備に個人番号カードと同等の電子証明書機能を搭 報することが可能となったことに伴い移動端末設備で印鑑登録証明書を取得できるようにするため、また、移動端末設備で各種証明書を取得 した場合にも手数料の特例を適用するため、当該条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、委員か した場合にも手数料の特例を適用するため、当該条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、委員か した場合にも手数料の特例を適用するため、当該条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、委員か した場合において当までのであります。 ○陽(古田雅範)次に日程第二、議第四十号、議第四十二号、議第四十三号及び議第四十四号の四議案を議題といたします。 なったことに伴い移動端末設備で印鑑登録証明書を取得 なったことに伴い移動端末設備で印鑑登録証明書を取得 れするため、当該条例の一部を改正するものでありますので、報告を求めます。九番厚生建設常任委員会し日耕 引きるため、当該条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが委員会において提案者の説明を受け、 「「「」」」」 ○局(二) ○人(二) ○局(二) ○局(二) ○局(二) ○局(二) ○局(二) ○人(二) ○	 ○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よつて、本案は、原案のとおり可決されました。 ○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よつて、本案は討論を省略することに決しました。 □ 「異議なし」の声あり〕 ○ 議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よつて、本案は討論を省略することに決しました。 □ 「異議なし」の声あり〕 □ 「異議なし」の声あり〕 □ 「異議なし」の声あり〕
---	--

特例で、令和六年三月三十一日まで減額となっている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードの普及率をただしたのに対し、 取れるようになる。」との答弁があり、委員から、手数料についてただしたのに対し、 のに対し、 することができるようになり、マイナンバーカードを持って行かなくても、 「八月末現在で交付率は七八・五二パーセントとなっている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードの再発行についてただした 「再発行手数料として千円必要となる。」との答弁がありました。 暗証番号を入力することでコンビニエンスストアで印鑑証明 「窓口では減額はないが、コンビニ交付では手数料の 書

スはないのかをただしたのに対し、「現在のところ間違いはない。」との答弁がありました。 保険証についても登録できるようになると聞いている。」との答弁があり、委員から、五條市において、マイナンバーカードの事務で入力ミ 委員から、健康保険証としてマイナンバーカードの利用ができるが、スマートフォン利用の見通しについてただしたのに対し、「来年度には また、委員から、 このシステムの改修に必要な経費についてただしたのに対し、 「システム改修については不要である。」との答弁があり

が一紛失しても利用される可能性は低いと思われる。ただし、警察への届出をお願いすることになる。」との答弁がありました。 フォンが届けられた警察から、マイナンバーで持ち主に返ってくることがあるのかをただしたのに対し、 また、 委員から、 スマートフォンをロックせずに紛失した場合に、 他人に個人情報が漏えいすることがあるのか、 「暗証番号の入力が必要なため、 また、 紛失したスマート 万

ていきたいと考えている。」との答弁がありました。 また、委員から、 市民に対する広報についてただしたのに対し、 「ホームページ及び広報紙、それから、 窓口に来られる方に対しても示

本案につきましては、 慎重審査を経て採決を行い、 全員一致をもって、 可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましては、 なく、当該債務負担行為の期間は、令和五年度から令和六年度、 務について、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の健診日程確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、 次に、 議第四十二号 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算 限度額は五百六十五万円であるとの当局の説明により了承し、 (第一号) 議定につきましては、 同会計で実施する特定健康診査業 採決を行 総額に変更は

年度繰越金三千二百十三万八千円を追加し、 令和四年度介護保険特別会計の精算による介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金の国庫、 三万八千円を追加し、 次に、 議第四十三号 歳入歳出予算の総額を四十一億五千五百四十三万八千円とするものであり、 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算(第) 歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、 一号 議定につきましては、 県費、 歳出予算の償還金三千二百十三万八千円は 歳入歳出予算総額にそれぞれ 支払基金への返還金で、歳入予算は前 二千二百 委員から +

 ○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ○議長(吉田雅範) 御異議なし」の声あり〕 ○議長(吉田雅範) 御異議なし」の声あり〕 ○議長(吉田雅範) 御異議なし」の声あり〕 ○議長(吉田雅範) 御異議なし」の声あり〕 	 ○議長(吉田雅範)報告が終わりました。 ○議長(吉田雅範)報告が終わりました。 ○議長(吉田雅範)報告が終わりました。 ○議長(吉田雅範)報告が終わりました。 	つきましては、全員一致をもって可決すべものと決定いたしました。なく、当該債務負担行為の期間は、令和五年度から令和六年度、限度額は九十五万円であるとの当局の説明より了承し、採決を行い、本案にについて、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の健診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので、総額に変更はた、議第四十四号、令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、同会計で実施する健康診査業務本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。本案につきましては、一千百五十七万九千五百六十七円が返還金となる。」との答弁がありました。国、県への返還額をただしたのに対し、「国庫金は一千六百三十五万四千百四十六円、県支出金は四百二十万三千六百九十八円が返還金額と
---	--	--

— 155 —

○議長(吉田雅範)トイレ休憩のため、十時三十五分まで休憩いたします。
午前十時三十四分再開
○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。
現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
○議長(吉田雅範)次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。
本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。七番決算審査特別委員
会岩本 孝委員長。
○決算審査特別委員長(岩本 孝)ただいま議題となりました認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における
審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本特別委員会は、九月十二日の本会議におきまして、令和四年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が
本特別委員会に付託されました。
委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚(実議員、窪)佳秀議員、中山俊樹議員、秋本直嗣議員、そして私、岩本(孝の七名が選任)
され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、岩本 孝が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選され、次に審査日
程については、十五日から二十日までの三日間とすること並びに審査方法及び順序について協議しました。
以下、十五日午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。
審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説
明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行いました。
初めに、各会計別の審査を行いました。
議会費については、質疑がありませんでした。

-156-

次に、総務費についてであります。
一 ふるさと五條市応援寄附金業務委託料の不用額についてただしたのに対し、「ふるさと納税の金額が一億三千六百二十四万七千円、経
費が全体として七千七百八十七万九千百六十六円、経費を差し引いた収入金額は五千八百三十六万七千八百三十四円である。令和四年度にお
けるふるさと納税寄附受入額を一億八千万円程度と見込んでいたことなどから、結果として不用額が多くなった。」との答弁がありました。
二 財産管理費の土地借上料について、令和三年度決算額と比べ少ない理由をただしたのに対し、「本町一丁目及び新町三丁目の二か所の
公用車駐車場を令和四年九月三十日に返却したためである。」との答弁がありました。
三 公有財産購入費三千七百万円の使用目的等についてただしたのに対し、「土地開発基金からの買戻しで、川端町集会所用地として八百
九十三・九五平方メートル、平米単価八千百八十九円。庁舎北側一千一百五十一・二三平方メートルの土地を平米単価二万六千六十一円で防
災災害等対応施設整備事業用地として購入している。」との答弁がありました。
四 路線バス運行維持対策費負担金の不用額についてただしたのに対し、「不用額が出た要因は、国の補正等で国庫補助金のかさ上げがあ
った結果、市の負担額が減少したことによる。」との答弁がありました。
五 買物等外出代行支援助成金についてただしたのに対し、「コロナの交付金を活用し、買物等の外出を控える方や外出が困難な方の代わ
りに買物やテイクアウトの引取りに行くなどの事業で、令和四年度の利用実績は延べ九百三十三件である。」との答弁がありました。
六 庁舎跡地等活用調査業務委託料についてただしたのに対し、「委託先は八千代エンジニヤリング株式会社奈良事務所。庁舎跡地とイオ
ン五條店の敷地部分を含めた活用の調査業務である。公共施設として必要な機能や配置を検討するにおいて、事業手法やスケジュール等の課
題について整理が必要との結果が出ている。今後においても必要に応じて議会に説明し、御意見を伺いたいと考えている。」との答弁があり
ました。
七 社会振興費の負担金補助及び交付金の不用額七百七十八万三千四百四十円の要因についてただしたのに対し、「主な不用額はスマホ購
入補助金の五百三十五万二千三百円であり、補助要件全てに該当する方が少なかったことが原因として考えられる。申請は七十三件であっ
た。」との答弁がありました。
八 地域公共交通利便増進事業評価等支援業務委託料についてただしたのに対し、「委託先は中央復建コンサルタンツ株式会社奈良営業所、
五條市の利便増進実施計画に基づき地域交通の改善に向けた状況調査と、西吉野大塔方面の改善に向けたアンケート調査を令和四年度に実施
した。」との答弁がありました。

「契約先は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、扶桑電通株式会社、こまどりケーブル株式会社の三者である。立木によって映像が正しく、「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」との答弁があり、「「「」」」」」」」」」」」との答弁があり、「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	九 五條・十津川地域公共交通活性化協議会負担金についてただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、コロナの交付金を使った事業である。」 との答弁がありました。 十一 お線バス運行維持対策費負担金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、コロナ福における市民への支援事業として、奈 対する赤字を補塡するための負担金である。」との答弁がありました。 十一 コミュニティバス等運賃相当額負担金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、同社が自主路線として運行する路線バスに 対する赤字を補塡するための負担金である。」との答弁がありました。 十二 路線バス運行維持対策費負担金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、同社が自主路線として運行する路線バスに すいたみである。」との答弁がありました。 1. 五條・十津川地域公共交通活性化協議会負担金についてただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、同社が自主路線として運行する路線バスに すいたみである。」との答弁がありました。
--	---

 三十二 県営一般農道整備事業と県営畑地帯総合整備事業の場所等についてただしたのに対し、「場所は両事業とも西吉野町湯塩地内であた。) 三十一 賃借料として払い続けてきた金額が約五千二百二十万円となるが、きすみ広場の利用状況についてただしたのに対し、「今和四年した。 三十一 賃借料として払い続けてきた金額が約五千二百二十万円となるが、きすみ広場の利用状況についてただしたのに対し、「今和四年した。 三十一 賃借料として払い続けてきた金額が約五千二百二十万円となるが、きすみ広場の利用状況についてただしたのに対し、「今和四年した。 	究してまいりたい。」との答弁がありました。 究してまいりたい。」との答弁がありました。 アしてまいりたい。」との答弁がありました。 アレてまいりたい。」との答弁がありました。 アレてまいりたい。」との答弁がありました。 アレてまいりたい。」との答弁がありました。 アレてまいりたい。」との答弁がありました。 アレてまいりたい。」との答弁がありました。 のに対し、「組合議会の運営会議で五條市の意見をしっかりと述べていき を治した過疎債は千三百二十万円であり、その他県補助金として二千九十一	二十五 南和広域医療企業団負担金において、過疎債の負担をただしたのに対し、「負担金二億四千四百八十八万六千六百六十一円に対し、次に、衛生費についてであります。 二十四 五條市子育て支援センターはっぴぃの講師料の在り方についてただしたのに対し、「毎週水曜日と木曜日の『はっぴぃにあつまれ』令和八年三月三十一日までの九年間借りる契約となっている。」との答弁がありました。
--	---	--

— 160 —

の答弁がありました。 る。 る。」との答弁がありました。 弁がありました。 チップを中心とした事業に切り替えたため、 の答弁がありました。 や変形等がないかを目視により調査し、さらに堤体の断面形状等を測定し、断面の欠損率等を算出して健全度の判定を行うものである。」と 者育成総合対策となる。 ただしたのに対し、 出しており、平米単価は百三十二・三二円である。平成五年の途中から約三十年間払い続けている。」との答弁がありました に対し資格や物品購入に要した費用の一部を助成するものであり、上限額は三十万円で三名の方の申請があった。」との答弁がありました。 三十六 四十 三十五 三十四 三十八 四十 次に、 三十九 次に、 三十七 三 十 三 県営 きすみ館が休館になって七年目となり、 商工費についてであります。 土木費についてであります。 きすみ館費の使用料及び借地料についてただしたのに対し、 林産物加工施設費の利益についてただしたのに対し、 ため池劣化状況調査業務委託料の調査内容等についてただしたのに対し、 林道整備費委託料の不用額が出た要因についてただしたのに対し、 林産物加工施設費の不用額が出た要因についてただしたのに対し、 経営発展支援資金の事業内容等についてただしたのに対し、 新規雇用就農者応援補助金の事業内容等についてただしたのに対し、 般農道整備事業は新設の道路である。 補償補填及び賠償金の供託金についてただしたのに対し、 「契約は五十年間の地上権設定となっている。 認定新規就農者の四十九歳以下の方で、 原木の購入費が不要となったことが要因である。」との答弁がありました。 」との答弁がありました。 約五百万円が何も営業しないうちに使われている。この土地を返却する場合の条件について 「職員一名の人件費等を差し引いて約四百八十万円の赤字となる。 機械や施設等の購入・リースが対象となり、 当時の現状に返しての返却する条件となっている。」との答弁がありまし 「供託金については、 「令和四年度から始まった事業で、経営開始資金と合わせて新規就農 「面積は五千四百十九・一八平方メートルで、七十一万七千百円を支 「製材とチップを主に事業展開してきたが、 「当初の積算を精査し設計で安くなったことと、 「令和四年度から始まった市単独事業で、 「四十二か所の状況調査を実施している。 本人のものであるという立証ができなかったこと 上限額は一千万円である。 令和四年度からは 四十九歳以下の方 請負差金によ 堤体等に漏水

-161 -

」との答

، لے لح

郵送で配布している。 対象としたスクールバスの試走と児童の交流会用のバス運行委託料である。委託先は五條二見交通株式会社である。」との答弁がありました。 のに対し、 ました。 協定を結んでおり、 ある。株式会社あすかは、 っていく手段の一つとして利用していきたいと考えている。 負担金である。」との答弁がありました たり、大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画を策定し、 から取下げをさせていただいた。」との答弁がありました。 四十九 四十八 四十六 人十時間を見込んでいた。」との答弁がありました。 四十七 以上、 四十五 四十三 五條市空き家対策事業にかかる現地調査業務委託料の成果品等についてただしたのに対し、 四十二 大規模盛土造成地における第二次スクリーニング計画策定業務負担金についてただしたのに対し、 四十四 次に、消防費についてであります。 次に、教育費についてであります。 十九日午前十時に各会計別の審査を再開しました。 午後三時四十八分に終了し、 学校適正化事業の中のスクールバス運行委託料についてただしたのに対し、「北宇智小学校と五條東小学校の統合に関し、 スクールバス運行委託料についてただしたのに対し、 防災行政無線において、正午に時報を兼ねたものを流すなどの有効活用について、 戸別配布業務委託料の成果品と配布方法、そして、全戸に配布できているのかをただしたのに対し、 サイエンススクー 水防費の樋門樋管操作員の報償費の不用額についてただしたのに対し、 「時報等は防災行政無線に関してそれが有意義なものかを検証する必要がある。 七件の調査を行った。 また、市のイベント等での配布や市役所東玄関サイネージ下のラックに入れさせていただいている。」との答弁があり 事業所が大淀町にある市外業者である。」との答弁がありました。 ル業務委託料についてただしたのに対し、 延会としました。 調査結果を受け除去する部分に補助を行っている。」との答弁がありました。 」との答弁がありました。 危険な場所がないかの調査を奈良県において一括発注を行ったものに対する 「五條二見交通株式会社、株式会社野原タクシー、 「子供たちが興味、 「災害による操作員の出動がなかったことによる。 関心を抱けるような理科活動、 今後も防災行政無線を地域の方々の安全安心を守 市民からの要望に応えてくれるのかをただした 「現地調査に関して奈良県建築士会と 「宅地耐震化事業等を行うに当 「防災啓発冊子を新聞折込と 株式会社あすかの三者で 科学的な活動を通

全体で

児童を

五十七 図書購入費において、一人当たりの購入額についてただしたのに対し、「小学校は一人当たり約四百四円、中学校は一人当たり約
る延滞金である。」との答弁がありました。
五十六 補償補填及び賠償金の延滞金についてただしたのに対し、「令和三年度の五條幼稚園ガス代支払遅延、桜花寮電気代支払遅延によ
いる。スクールバス十三台とすると交付税の基準財政需要額として総額約八千八百万円算入されている。」との答弁がありました。
五十五 スクールバス運行委託料における交付税措置についてただしたのに対し、「交付税措置は一台当たり六百八十万円程度算入されて
方法は条件付一般競争入札である。」との答弁がありました。
分三台で総額一千二百五十三万六千七百七円。株式会社あすかは二ルート分二台で総額一千百二十八万七千五百八十四円となっている。入札
ただしたのに対し、「五條二見交通株式会社は八ルート分八台で総額四千二百八十八万一千八百七十二円。株式会社野原タクシーは三ルート
五十四 スクールバス運行委託料において小・中学校の統廃合に伴い安価になっていると考察するが、三者との契約金額、台数等について
発になっている。その際にICT支援員のサポートが必要である。」との答弁がありました。
だしたのに対し、「タブレットが導入され、一人一台で授業を行っている。様々なところで事業活用を進めICTを使った事業がどんどん活
な事業活用をサポートするもので、委託先は扶桑電通株式会社である。」との答弁があり、委員から、毎年委託しなければならない理由をた
五十三 ICT支援員業務委託料の業務内容と委託先についてただしたのに対し、「ICTに係る日常的な教職員の事業計画の作成や様々
る。」との答弁がありました。
る歳出費用のうち、約半数は国の地方創生交付金を活用し事業を執行している。また、県を通じ農業教育に係る別の補助金なども活用してい
五十二 高等学校費において、五條市が西吉野農業高等学校に対しどれだけ市が負担しているのかをただしたのに対し、「高等学校にかか
ただしたのに対し、「何年か継続して効果があるものと認識している。」との答弁がありました。
五十一 抗菌作用は二週間程度のものではないかと思われるが、百九十六万九千円の経費をかけてその抗菌効果はどれだけ継続するのかを
頃の先生方の感染対策の負担軽減のために実施した。」との答弁がありました。
るものであり、こども園三園の保育室、トイレ、手洗い場等のコーティングをしている。業者が数値的な抗菌効果のデータを取っており、日
五十 抗菌・抗ウイルス処理業務委託料についてただしたのに対し、「光触媒と銀イオンを組み合わせた抗菌・抗ウイルス塗布剤を散布す
理科の実験、生物的な観察、算数の講座を中心に夏休みに開催している。」との答弁がありました。
して理科好きの子供や算数好きの子供に育てるということで、奈良教育大学の理数教育研究センターの松山教授を中心にお願いをしている。

-163 -

質収支額は含まれていない。 象に、 四百五十七円となる。」との答弁がありました。 る。 る。」との答弁がありました。 と隣保館長を兼務している場合、 四件で五百二十八万円。 限度額である。 柵を設置し、ヒノキの苗木をカモシカの食害から守るものである。」との答弁がありました。 保護者五名、児童生徒八名、 主に報酬である。」との答弁がありました。 小・中学校等で外国語教育または国際交流事業に活用するというプログラムである。 ンターは隣保館と児童館との複合館 六十三 五十九 次に、 次に、 六 十 一 五十八 六十四 次に、災害復旧費、 六十 天然記念物食害対策業務委託料の業務内容と実績についてただしたのに対し、「大塔町殿野の造林地の周囲に高さ一・八メートルの 六十二 との答弁がありました 一泊二日の野外活動を通じ自己治癒力の回復や立ち直りの手助けを目的とする事業である。 一般会計歳入についての審査を行いました。 国民健康保険特別会計についての審査を行いました。 火葬場使用料、 外国青年招致事業費の具体的な事業内容等についてただしたのに対し、「JETプログラムという名称で外国青年を日本に誘致し 実質収支額二千七百八十五万九千二百八十二円は国民健康保険財政調整基金に含まれているのかをただしたのに対し、 野原東住民センター運営費補助金と五條市人権総合センター運営費補助金の差額についてただしたのに対し、 保健体育振興費の各種大会出場補助金の規定等についてただしたのに対し、 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託料の事業内容と実績についてただしたのに対し、 対象は全国大会等であり、 公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。 動物炉使用料は、 動物炉使用料についてただしたのに対し、 合計十三名の参加があった。委託先は適応指導教室野外活動推進委員会である。」との答弁がありました 剰余金を基金に積み立てない場合は、 補助率に違いがあり、そのため五條市人権総合センターの補助金が野原東住民センターより少額となって 野原東住民センターは隣保館の単独となっている。 近畿大会も含むものである。近畿大会の場合、 市内が百六十二件で二百六万八千円、 前年度繰越金として次年度会計の収入とし予算の財源として活用してい 「火葬場使用料は、 市外が一件で二万円であった。」との答弁がありました。 決算の内訳は、 上限が三千円となる。 「補助金要綱により、 隣保館等運営補助金要綱において、 市内が五百四十四件で一千六百六万円、 曽爾村にある国立青少年自然の家で実施し 四名の外国語担当教員を雇用しており、 「学校に行きづらい児童生徒などを対 個人は一万円、 」との答弁がありました。 「五條市人権総合セ 館長が児童館長 団体は十万 市外が四 「基金に実 闩 +が

-164 -

いない。 円、これが令和四年度の成績でいわゆる黒字である。」との答弁がありました。 で一億三百六十五万九千七百八十四円、当年度純利益と前年度から繰り越した四十九万七千五百五十円の未処分利益剰余金、 会計の収入とするものである。」との答弁がありました。 僻地であるので、共に協力し受診環境を整えたいと考えている。」との答弁がありました。 ていない墓地等については墓地内に看板を設置し、草等の適正な処理を呼びかけている。」との答弁がありました 七 十 一 |億八千三百三十五万七百十四円となる。」との答弁がありました。 六十五 七十二 財産に関する調書については、質疑がありませんでした。 七十 水道事業会計は黒字であったのかをただしたのに対し、「五條市水道事業損益計算書にある当年度純利益四百六十三万五千三百八十 初めに、水道事業会計についてであります。 次に、企業会計についてであります。 六十九 実質収支額七十九万二百円をどのように管理するのかをただしたのに対し、 次に、後期高齢者医療特別会計の審査を行いました。 農業集落排水事業特別会計については、 六十七 一人当たりの実質診療費についてただしたのに対し、「診療報酬の一人単価は約 六十六 実質収支額八千八百七十五万四千八百四円は介護保険財政調整基金に含まれているのかをただしたのに対し、 次に、介護保険特別会計についての審査を行いました。 六十八 五條市民以外の一人でも多くの方が受診できる体制についてただしたのに対し、 次に、大塔診療所特別会計についての審査を行いました。 次に、墓地事業特別会計についての審査を行いました。 前年度繰越金として、翌年度に国庫等への返還した後に積立金とする予定である。」との答弁がありました。 基金についてただしたのに対し、「利益剰余金の部が基金に相当し、減債積立金で一億七千四百五十五万八千円 役務費の手数料六十六万一千円についてただしたのに対し、 開発業者からの分担金残高についてただしたのに対し、 質疑がありませんでした。 「期首の一億六千九百九十三万一千九百六円から今年度の分担金 「新墓地の通路を含む墓地内の清掃手数料等である。管理の行き届 「この決算剰余金は、 「現在も十津川村、 万五百九円である。」との答弁がありました。 前年度繰越金として令和五年度 野迫川村の方々の受診はあり

全てを合わせて 建設改良積立金

一千五百

「基金には含まれて

は、 おり、 切の掲示板に記載のあるフリーダイヤルかJR西日本お客様センターに問合せをしていただくことになる。 なっている。 職員である。」との答弁があり、委員から、 通会議の委員にJR西日本も加わっており、改善に向けての継続的な意見交換等を行いたい。」との答弁がありました。 をただしたのに対し、 た。」との答弁があり、 六円が基金に相当する額になる。」との答弁がありました。 しており、 十二メートルである。」との答弁がありました。 百二十三万八千九十六円、北宇智工業団地関連が五千九百五十二万三千八百十円である。」との答弁がありました。 十七万円を利益勘定に振替えした結果、 _____ 七十四 Ξ 総括質問の概要につきましては、 次に、総括質問を行いました。 以上が各会計の審査の概要であります。 七十五 次に、下水道事業会計の審査を行いました。 七十三 漏水している石綿管の交換の進捗についてただしたのに対し、 公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、 看護師配置に向け求人を行っている状況である。」との答弁がありました。 JR和歌山線の運休状況についてただしたのに対し、 小 認定こども園の看護師の勤務状況をただしたのに対し、「現在、ゆめこども園の看護師は不在で、必要に応じ他園の看護師を派遣して ・中学校の養護教諭の現状についてただしたのに対し、 基金についてただしたのに対し、「下水道事業では基金の積立ては行っていないが、当年度末残高四千八百七十六万八千二百四十 黒字である。」との答弁がありました。 下水道事業会計は黒字であったのかをただしたのに対し、 」との答弁がありました。 「JR西日本に問い合わせたが、具体的な日時が分からないということで確認できなかった。このような場合は、 委員から、 次のとおりであります。 JR和歌山線の運休時に、 期末残高は一億五千四百七十六万一千九百六円である。 児童生徒数による規定があるのかをただしたのに対し、 「運休実績をJR西日本に確認したが、整理したデータがないということであっ 大和二見駅に列車が止まっていることで新町踏切が閉まったままであったこと 「養護教諭は、 「令和四年度は、 「令和四年度の石綿管交換の実績はゼロである。 公立小・中学校の各校に 当年度純利益五千七百五十五万五千百九十八円を計 全学年で三学級以上の小・中学校に配置が必要と 内訳は、 小 エルベタウンに係る負担金が九千五 ・中学校の養護教諭の配置について 一名が配置されており、 令和四年度から五條市地域公共交 残りは三千七百三 県費負担教 各踏 Ŀ

り、委員から、角川の排水の解消についてただしたのに対し、「角川の状況は、大雨が降ると常に満水状態となり、改修は川幅を広たのに対し、「道路計画はできているので、地権者の方にある程度の事業の説明、用地買収の説明はさせていただいている。」との	水処理、あるいは工事費が膨大になる等の問題があり、現状難しいと考えている。」との答弁があり、委員から、用地交渉	十一 西阿田から大野新田に向けての市道新設の進捗状況についてただしたのに対し、「仮称東阿田西阿田線の道路計画は完了しているが、	りました。	十 自宅付近から目的地までの公共交通の実現についてただしたのに対し、「現状において導入はできないと考えている。」との答弁があ	である。」との答弁がありました。	五十五円、人数は十万四千九十二人である。ゴーちゃんタクシーの運行費用は三千六百七十四万六千九百七円、人数は一万五千六百四十九人	九 コミュニティバスとデマンドタクシーの費用と利用者数をただしたのに対し、「コミュニティバスの運行費用は六千九十二万六千二百	など多くの関係機関に参画いただき、学校や地域から連絡のあった危険箇所の合同点検を行っている。」との答弁がありました。	の塗装、注意喚起の看板等の設置など関係機関と連携して安全対策を講じている。五條市通学路安全推進協議会を設置し、道路管理者や警察	八 通学路における水路、歩道の整備について、草等の障害物で歩けない場所がないのかをただしたのに対し、「道路へのグリー	した。	聞いている。どのような形になるのか情報を待ちたいと同時に地域の声を県の担当課に上げてまいりたいと考えている。」との答弁がありま	望などについて考えをただしたのに対し、「新知事になられて事業の見直しがあり、知事本人が現地確認をして今後どうするかを検討すると	七 奈良県大規模広域防災拠点について、知事が交代してから何も説明がなく、地元の方々の今後への不安は大きいものがある。県への要	三工区も発注済みで、令和六年三月末完成を目指して事業を進めている。」との答弁がありました。	六 大津相谷線整備の進捗についてただしたのに対し、「大津相谷線は三工区に分けて工事発注しており、一工区は既に完了し、二工区、	動についても盛り込むように学校に指示してまいりたい。」との答弁がありました。	のうを準備するなどの安全対策を、学校や市関係部局と連携して取り組んでまいりたい。また、学校安全対策マニュアルに浸水対策や避難行	五 五條中学校中庭に浸水があったが、避難場所でもあり東浄川への水路を広げるなどの対策についてただしたのに対し、「豪雨	りと確認し速やかに対応を進める。」との答弁がありました。	四 中央公園の遊具の現状についてただしたのに対し、「小さいほうのふわふわドームがコンプレッサー故障のため休止している。
改修は川幅を広げる工事	「地交渉の状況をただし	計画は完了しているが、		いる。」との答弁があ		6一万五千六百四十九人	6六千九十二万六千二百	りました。	し、道路管理者や警察	「道路へのグリーンベルト		»。」との答弁がありま	こうするかを検討すると	ものがある。県への要		「既に完了し、二工区、		ルに浸水対策や避難行	は対し、「豪雨に備え土		6休止している。しっか

-167 -

すという考えはない。きすみ館においても、当初の三年目から赤字であったこともお聞かせいただいた。市長就任時に全部の施設を視察したゴルフなどいろいろなことに取り組まれており、やはり必要な施設と考えている。例えば、値下げ交渉がだめだとしても、きすみ広場をなく額なため、少しでも安くしていただけるよう値段交渉を継続したいと考えている。ただし、お金で買えない部分、西吉野の方々がグラウンド十六 きすみ館を再度開館する意思があるのか、周辺一帯を整備していく考えがあるのかをただしたのに対し、「きすみ広場の借地料は高がある。ただし、所有者がその状態を容認した場合、現状で返すことも可能となっている。」との答弁がありました。	いる。」との答弁があり、委員から、返還する場合の契約の条件をただしたのに対し、ら算出すると、三千五百九十万円程度である。」との答弁があり、委員から、休館後何年百七十四万四千円を支払っている。」との答弁があり、委員から、土地を路線価で計算	にまだんの変化からかったから、也E	ここ。 変にけに的を絞り生産性の向上を図ったが、原木の調達がうまくいかず生産性が伸びなかったことも一つの要因である。」との答弁がありま 十三 林産物加工施設の赤字の要因についてただしたのに対し、「大きな要因としては人件費である。令和四年度に限っては、チップの生通知している。」との答弁がありました。	この条例に進いな書で相手に通知したのいをただしたりにすし、「発己上所有したいら歩した村し、寺山四手互舟上に目れに障されているが、優先すべきは市民の生命、財産であるという認識のもと、適正な執行を進めてまいりたい。」との答弁がこただしたのに対し、「実際に多くの空き家が管理不適切な状態であるという社会問題に対応すべく施行された条例である。2屋となった空き家において、木が生い茂って大変困っている方がいるが、五條市空家等の適正管理に関する条例に基づき行用地買収等も関係してくる。現状、市単独の工事は大変難しいと考えている。」との答弁がありました。
を視察した た場をなく	という条項し、「路線価	次、今後について、「若者」での	1年に文書で	1日こと書で、ころでは、1月にもので、1月にもので、1月にもので、1月前して、1月前して

-168 -

「こんぴら館において何が一番いいのかを検討した中で、まず売却ができないということがある。また、用途を変更し公募をして誰かに貸すをいただいている。」との答弁があり、委員から、集客が難しく、飲料水の問題も大きな要因ではあるが、今後についてただしたのに対し、十七 閉館となっているこんぴら館の今後の取組についてただしたのに対し、「この三月に条例を廃止し、国に倉庫利用ということで承認いにしても、もう少し時間を頂いて考えてまいりたい。」との答弁がありました。	2	れが激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面での問題もある中で、手を挙げてくれる自治	会には、当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもらえるような団体を作り、協力支援しても	らえないかと考えている。」との答弁がありました。
人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るということがいいのかどうかという問題もあり、し		遊園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、高齢化が進展し、また自治会離して処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違いについてただしたのに対し、「児童十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、「集積した草をごみ袋に詰めて搬送た中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。	が激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。	当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面でするものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのにっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。
ただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常に危険ということもある。そうい人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るということがいいのかどうかという問題もあり、し	りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしてお	園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員かて処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違い十八(都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、	が激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに	当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面でするものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに
中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしておともできると聞いているが、個人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るということ	中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしてお	園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、て処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違いにつ	が激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、そ員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価	当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価
十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常ともできると聞いているが、個人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るということがいい	十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常	園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、	が激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、	当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、
て処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違い十八(都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常ともできると聞いているが、個人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るということがいい	て処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違い十八(都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに対し、中でしっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。りと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常		が激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で	当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で
かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。	かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈り破の安全面で のかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。 なしたうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしてお	かと考えている。」との答弁がありました。当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても	いかと考えている。	
喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのにすし、「高齢化や草刈り機の安全面でい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面でい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面でいや、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面でかと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。	喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「お市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに、すかと考えている。」との答弁があり、そ間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、中間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、中間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。	喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「かと考えている。」との答弁がありました。当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても	喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「いかと考えている。」との答弁がありました。	喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「
による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ 弊煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「 なるものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価 するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価 するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価 でかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。 」との答弁がありました。 による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ	による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところや、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「有間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価がと考えている。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、かと考えている。」との答弁がありました。のと考えている。」との答弁がありました。でかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。	による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「かと考えている。」との答弁がありました。	による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「かと考えている。」との答弁がありました。	による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「
今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会でおしたうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしてお古いと考えている。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価であものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価であものである。」との答弁があり、支員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価でかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。 による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ	今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会部市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに、するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価するものである。」との答弁がありました。 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「 寧煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに」 なる。」との答弁がありました。 による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ	今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ弊煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「かと考えている。」との答弁がありました。	二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会増進法による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ十九 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「えないかと考えている。」との答弁がありました。	二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 増進法による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ 十九 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「
ウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ するものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価 するものである。」との答弁があり、まただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で 当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても い中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で かと考えている。」との答弁がありました。 による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置ということで、当初買戻しの子算を減額補正し、「 のどれただしたのに対し、「 のどれただしたのに対し、「 の答弁があり、」 との答弁があり、」 との答弁があり、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに 非間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、 す都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに かと考えている。」との答弁がありました。 かと考えている。」との答弁がありました。 など、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても かと考えている。」との答弁がありました。	ウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ外と考えている。」との答弁がありました。	のグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 日本、喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「えないかと考えている。」との答弁がありました。	のグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ二十(今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 した。 十九(喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「
「却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理中でかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのに都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのにす。 「本間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、 するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈り硬の安全面で い中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で い中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で いや、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面で かと考えている。」との答弁がありました。 による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ たよる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ たいと考えている。」との答弁がありました。	「却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理由「加を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理由でかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁があり、言れまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、こかと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもかと考えている。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、これまでの情例によるものである。」との答弁があり、これまでの情例によるものである。」との答弁があり、「今和二年第四回十二月定例会や大く、当初買に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところいと考えている。」との答弁があり、「今和二年第四回十二月定例会や大く、「本」のであったため、主庁舎の敷地外の一番近いところいと、「る社」の設置した。	「却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理」による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところ喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「かと考えている。」との答弁がありました。	認し売却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理のグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 した。 した。 より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。	認し売却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理のグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであ二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 した。 十九 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「
入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能であっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁があり、雪山のと見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録しても当然、料金の見直しは必要だと考えている。がの問題もあり、道路がカーブしておっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。	入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能であっかり協議しながら進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、都市公園を用したのに対し、「部市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の仕方についてただしたのにするものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価するものである。」との答弁があり、支見から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価するものである。」との答弁がありました。 たよる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところのかり協議したがら進路でありました。	入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能で4戸よる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところによる設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一番近いところやどは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであいとは、「や井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「や和二年第四回十二月定例会でかと考えている。」との答弁がありました。	今回の入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能でものグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであした。 二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 した。 キカ 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「 キないかと考えている。」との答弁がありました。	今回の入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能ですのグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものであした。 二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会した。 した。 十九 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「

○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。
「「異議なし」の声あり」
せんか。
お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございま
これより、本案を一括して採決いたします。
○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本案は、討論を省略することに決しました。
〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
○議長(吉田雅範)質疑を終わります。
〔「なし」の声あり〕
○議長(吉田雅範)ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。
以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。
ました。
なお、本委員会の審査日程は二十日までとなっておりましたが、審査が全て終了いたしましたので、十九日午後五時二十六分に閉会いたし
ものと決定しました。
以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべき
ながら相手方と争っているところである。」との答弁がありました。
を受ける手続を行ったところである。民事訴訟に勝訴するため、落札率の立証や共同不法行為、使用者責任等々について、弁護士とも相談し
令和五年一月十八日、被告本人の財産であるとの確定ができず、供託する原因が消滅したため、法務局に納付していた供託金二百万円の返還
令和四年九月三十日に債権仮差押命令申立書を同支部に提出している。債務者Mの保釈保証金を令和四年十月十二日に仮差押えしていたが、
損害賠償の対象備品は十五品目、損害賠償債権金額は三千百六十四万七百七十二円である。令和四年九月十二日に第一回口頭弁論が行われ、
三年十一月三十日に、Mほか十名を被告として、奈良地方裁判所五條支部に損害賠償請求の訴えを提起したものである。

議員各位には御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として適任者であります。	井本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。るものであります。	数育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の司意を求め〇市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。〔市長 平岡清司登壇〕	任の出席議員数は定足数に達	○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。午後零時五十八分再開	○議長(吉田雅範)昼食のため、一時まで休憩いたします。
○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。	これより、質疑に入ります。 議長(吉田雅範)提案理由の説明が終 議員各位には御理解を頂きまして、	議る	れより、質疑に入ります。 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求 (吉田雅範)提案理由の説明を求	 現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ○議長(吉田雅範)次に日程第四、同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 〔市長 平岡清司登壇〕 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 〔市長 平岡清司登壇〕 ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇)	 ○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。 奥在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 奥在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ●審務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○審務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○職長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 ○商長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 ○商長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○職長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 ○商長(吉田雅範)提案理由の説明を求した同第四号、五條市教育委員会委員として適任者でありますで、 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として近候市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。
	議員各位には御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として適任者であります。	議員各位には御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。	 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 単務局長に件名を朗読させます。 ○ 番務局長に件名を朗読させます。 ○ 単務局長に件名を創読させます。 ○ 単本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め 教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め 教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め 教育委員会委員のそのじます。 〇 単本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育委員会長のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 	 現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ○講務局長(吉田雅範)次に日程第四、同第四号を議題といたします。 ○講務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○講務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○講長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 (市長 平岡清司登壇) ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○請長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 (市長 平岡清司登壇) ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○請告(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○時長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○時長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○時長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(市場) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(市場) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長。 (市長 平岡清司登壇) ○市長。 ○市長(平岡清司登壇) ○市長(平岡清司登壇) ○市長(市教育委員会委員の任報が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め ありであります。 ○ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員として適任者であります。 ○市長(平岡清司登壇) ○市長(市教育委員会委員) ○市長(市会) ○市長(市会) ○市長(市教育委員会委員) ○市長(市教育委員会委員) ○市長(市教育委員) ○市長(市教育会) ○市長(市教育委員)	 ○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ○議長(吉田雅範)株定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ○議長(吉田雅範)株定是数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ○議長(吉田雅範)株定是数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ○議長(吉田雅範)株理由の説明を求めます。平岡市長。 〔市長 平岡清司登壇〕 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○高長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 〔市長 平岡清司登壇〕 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○高長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。 〔市長 平岡清司登壇〕 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命について。 ○本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員の任前をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め教育委員会委員のうち井本智長委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求め教育委員会委員会委員の任期であります。 ○歳(吉田雅範)提案理由の説明とおり、現在教育委員会委員の任本教育委員会委員の任常であります。 ○株は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として五條市教育委員会委員のたします。
る市	市		同長(西峯久美)同第四号務局長に件名を朗読させまれ(吉田雅範) 沙に日稗第四	○事務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 事務局長に件名を朗読させます。 	 ○事務局長(西峯久美)同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。 ○議長(吉田雅範)次に日程第四、同第四号を議題といたします。 ○議長(吉田雅範)次に日程第四、同第四号を議題といたします。 ○議長(吉田雅範)次に日程第四、同第四号を議題といたします。
井本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 ○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。	教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任朝が本手九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するこ当たり、義会の司意を求め○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。〔市長 平岡清司登壇〕 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。	(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。		現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。	○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ○議長(吉田雅範)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-171 -

格が高潔で、豊富さんでおられます。
財務、事業の経営管理、その他行政運営についてよく把握されておられます。
<u>まれたい、「中国にはたらしい」になった。</u> するに当たり同意を求めるものであります。 するに当たり同意を求めるものであります。 監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている竹田和彦委員が本年九月三十日をもって任期満了となるため、その後任を選任
○市長(平岡清司)ただいま上程頂きました同第五号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。〔市長 平岡清司登壇〕
○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。
○事務局長(西峯久美)同第五号 五條市監査委員の選任について。 事務局長に件名を朗読させます。
○議長(吉田雅範)次に日程第五、同第五号を議題といたします。
○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。これより、本案を採決いたします。
○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

次に、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同氏は自営で農業をされており、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同氏は自営で農業をされており、 同氏は自営で農業をされており、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同氏は自営で農業をされており、また五條市土地改良区の理事長としても広い見識を有しております。 同第十三号は、 同第十号は、 同第八号は、 同第十六号は、 同第十五号は、 同第十四号は、 同第十二号は、 同第十一号は、 同第九号は、 同第七号は、 寺本保英氏の任命同意をお願いするものであります。 窪田 中村正和氏の任命同意をお願いするものであります。 川井一太郎氏の任命同意をお願いするものであります。 西本光治氏の任命同意をお願いするものであります。 辻 井 宮尾憲明氏の任命同意をお願いするものであります。 井上伸浩氏の任命同意をお願いするものであります。 和田全啓氏の任命同意をお願いするものであります。 南 芳秋氏の任命同意をお願いするものであります。 裕氏の任命同意をお願いするものであります。 博氏の任命同意をお願いするものであります。 地域の柿・梅・びわの振興など農業発展のため御尽力を頂いております。 営農に関する見識を有しているほか、地域農業の発展のために御尽力を頂いております。 地域の柿の振興など農業発展のために御尽力を頂いております。 地域の農業の発展、 地域の農業の発展、 地域の農地の維持管理、 地域の農業の発展、 地域の農地の維持管理、 農地保全のため御尽力を頂いております。 農地保全のため御尽力を頂いております。 農地保全のため御尽力を頂いております。 農業後継者の育成のために御尽力を頂いております。 農業後継者の育成 野生鳥獣被害対策に御尽力を頂いております。

次に、 同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、 同第十七号は、 小原加代子氏の任命同意をお願いするものであります。 地域の農業の発展、 農地保全のため御尽力を頂き、 また女性の視点から御活躍頂ける方であ

ります。

同氏は本市の農業委員会委員として、

地域の農地の維持管理、

農業後継者の育成、

野生鳥獣被害対策に御尽力を頂いております。

-175 -

○議長(吉田雅範)質疑を終わります。 ○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。 いたします。	■ 哉 な い 问 仄 问 仄 目 お ず 氏 に 氏 に	 次に、同第十八号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。 次に、同第十九号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。 次に、同第十九号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。 市氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿・梅の振興など農業発展のため御尽力を頂いております。 同氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿・梅の振興など農業発展のため御尽力を頂いております。 市氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿・梅の振興など農業発展のため御尽力を頂いております。 たに、同第二十二号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。 次に、同第二十二号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。 す。
	す。す。す。	確頂 ける 方 で あ り ま

-176-

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が本年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるもので
の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。
○市長(平岡清司)ただいま上程を頂きました同第二十五号から同第三十一号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員
〔市長 平岡清司登壇〕
○議長(吉田雅範)提案理由の説明を求めます。平岡市長。
同第三十一号(五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
同第三十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
同第二十九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
同第二十八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
同第二十七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
同第二十六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
○事務局長(西峯久美)同第二十五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。
事務局長に件名を朗読させます。
○議長(吉田雅範)次に日程第七、同第二十五号から同第三十一号までの七議案を一括して議題といたします。
○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本十九議案は、原案のとおり同意されました。
〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本十九議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
これより、本十九議案を一括して採決いたします。
○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

0)		以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。同氏は、会社役員、またNPO法人の理事長も務めており、広い見識を有しておられます。次に、同第三十一号は、新たに中(純宏氏をお願いいたしたく存じます。	同氏は、長年にわたり奈良県職員として行政事務全般に豊富な知見を有し、特に本市の主要な産業である農林業に精通しておられます。次に、同第三十号は、福谷健夫氏の再任をお願いいたしたく存じます。同氏は、自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍頂ける方であります。	、たしたく存じます。	同第二十八号は、間林耕司氏の再任をお願い、本市の元職員であり、地方自治、行政事務同第二十七号に、対「信彦氏の再任をお願い	こ、司第二十七寺は、土(言彦氏の再毛をお願いいたしたく存じます。上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。	同氏は立命館大学講師で、弁護士をされており、本市の不当要求行為等審査会委員を務めていただいております。次に、同第二十六号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。す。	同氏は近畿大学名誉教授で、現在、弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の会長を務めていただいておりま同第二十五号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。
----	--	--	---	------------	--	---	--	--

あります。

-179 -

〔「なし」の声あり〕これより、質疑に入ります。
○議長(吉田雅範)提案の趣旨説明が終わりました。
議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。
五條市議会
令和五年九月二十七日 提出
以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。
水サーベイランス事業を全国展開すること。
一 令和五年九月一日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方自治体が連携して下
記
下記の措置を講じられるよう強く要望する。
よって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある。」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に
内閣官房が、令和四年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において、「将来の感染状況の予測に
る。
化でき、感染の初期段階から医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握でき
きず、各地域の感染の広がりの傾向をつかむことはできない。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える
感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定で
全国の地方自治体の下水処理場で実施すべきである。
在、今後、起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス(疫学調査)を
新型コロナウイルス感染症の五類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現
下水サーベイランス事業の実施を求める意見書(案)
書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。
○九番(山口耕司)議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第六号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見

-180 -

-181 -

-182 -

されたんですかと、職員であるのか、いわゆる保護者の方であるのか、障害を持っておられる入所されている方から聞いたのか、その辺を教える「由理範」公司のたしん福祉部長。 されたんですかと、職員であるのか、いわゆる保護者の方であるのか、障害を持っておられる入所されている方から聞いたのか、その辺を教えた番(山口耕司)御客があった、職員から通報があったということで、今、職員と言われましたよれ、ご問いては、通報を受けまして、それから聞き取り調査を行っております。調査の結果、不適切の心しん福祉部長(谷口久美)通報を受けました当該施設の職員等に聞き取りをさせていただきました。 該長(吉田雅範)公司のかしん福祉部長。 後長(吉田雅範)公司のかしん福祉部長。 後日田雅範)公司のかしん福祉部長。 後日田雅範)公司のかしん福祉部長。 (谷口久美)通報は別です。 該長(吉田雅範)公司のかしん福祉部長。 後長(吉田雅範)公司のから通報があって、聞き取りを職員にされたということで、今、職員と言われましたよね、誰から聞き取りを 読長(吉田雅範)公司のかしん福祉部長。 (公司のかしただきます。) (公式のから通報があって、聞き取りを職員にされたということで、今、職員と言われましたよね、誰から聞き取りを 読長(吉田雅範)公司のかしん福祉部長。 (谷口久美)通報は別です。 (公式のから通報があって、聞き取りを職員にされたということで、今、職員と言われましたよね、誰から聞き取りを 読長(台口井司)そういった方から通報があって、聞き取りを職員にされたということで、今、職員と言われましたよね、誰から聞き取りを 読長(台口井司)そういった方のう。 (日本範)公式のか。いわゆる保護者の方であるのか、障害を持っておられる入所されている方から聞き取りを (日本範)公式のからした。 (人福祉部長(谷口久美)通報におから通報があったということですね。 (日本範)公式のからした。 (人福祉部長(谷口久美)通報におから通報があって、聞き取りを (人福祉部長(谷口久美)通報におから通報があったということですね。 (人福祉部長(谷口久美)通報におんこと、 (日本範)公式のか、 (日本範)人福祉部長。 (日本範)人者山口耕司)御方のたということですね。 (日本範)人前本山口耕司議員の (日本範)、「「「本社」」」 (日本範)人前本山口耕司議員の (日本範)人前本山口耕司議員の (日本範)人前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口耕司、 (日本前本山口村司議員の、 (日本前本山口村司議員の、 (日本前本山口村司議員の、 (日本山口村司議員の、 (日本前本山村司職員の、 (日本前本山村司職員の、 (日本前本山村司職員のの、 (日本市本山村司職員の、 (日本前本山村司職員のの、 (日本市本山村司職員の、 (日本市本山村司職員のの、 (日本市本山村司職員のの、 (日本市本山村司職員ののの、 (日本市本山村司職員ののの、 (日本市本山村司職員ののののの、 (日本市本山村司間のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

ったところから発信されております、中国新聞であったり、静岡新聞等、全国各地にこういった情報が流れております。
ターネットで見てみますと、いわゆる共同通信社が配信しておりまして、そこから各地方紙のいわゆるデジタル版と申しますのかな、そうい
○九番(山口耕司)そういったことがあって、これほとんどの新聞は奈良版に掲載されておる記事を入手したわけでございますけれども、イン
○議長(吉田雅範)九番山口耕司議員。
以上、答弁とさせていただきます。
せていただいて、そして、正確な聞き取りをさせていただくということで、今回は三か月という期間を要した次第です。
通報を受けて素早くというのはあるんですが、相手もあることですし、その該当する施設によっては、時間を取ってゆっくりとお話を聞か
○あんしん福祉部長(谷口久美)お答え申し上げます。
○議長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。
取り組むことはできなかったんでしょうかね。
うのは常習的に行われておったのではないかと私は考えます。この通報があって三か月、調査に要したと思うんですけれども、もう少し早く
○九番(山口耕司)いわゆる認定するのにはそれぐらい、いわゆる三か月もの期間が要したということと思うんですけれども、以前からこうい
○議長(吉田雅範)九番山口耕司議員。
以上、答弁とさせていただきます。
○あんしん福祉部長(谷口久美)市が通報を受けまして、認識いたしましたのが六月末でございます。
○議長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。
○九番(山口耕司)この関係のある方の通報がいつごろあって、今回、この認定に至ったわけですか。
○議長(吉田雅範)九番山口耕司議員。
以上、答弁とさせていただきます。
せていただきました。
○あんしん福祉部長(谷口久美)はい、一応その通報の内容によりまして、その関係する施設の職員の方であったり、関係の方に聞き取りをさ
○議長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。
えてもらえますか。

 ○満長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。 ○赤んしん福祉部長(谷口久美)県も関わりますが、まずは一番身近な市が閉き取り調査に行かせていただくということです。 ○読長(谷口久美)県も関わりますが、まずは一番身近な市が閉き取り調査に行かせていただくということです。 ○読長(谷口久美)県も関わりますが、まずは一番身近な市が閉き取り調査に行かせていただくということです。 ○読長(谷口久美)県も関わりますが、まずは一番身近な市が閉き取り調査に行かせていただくということです。
けれども。 九番(山口耕司)今まで五條市がその施設と関わってきた内容、どの辺で関わってきているのか、議長(吉田雅範)九番山口耕司議員。 あんしん福祉部長(谷口久美)今後の市の対応でよろしいでしょうか。
て、年に一回させていただきまして、もし不適切なところがあれば指導させていただくというこ県が関わるものであったりとか、市で関わるものがあります。法人に対しましては法人監査といあんしん福祉部長(谷口久美)障害者施設に関しましては、高齢者、障害者とかいろんな施設が議長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。
議長(吉田雅範)
議長(吉田雅範)谷口あんし、九番(山口耕司)そうしたら、
以上です。
田雅範)九番山口耕司議員。
うな指導をなされるのか、教えてもらえますか。○九番(山口耕司)県と一緒になって聞き取り調査をしていただいて今回の認定に至ったと。そうしたら、今後、この認定があった上でどのよ
○議長(吉田雅範)谷口あんしん福祉部長。
○あんしん福祉部長(谷口久美)現在、改善計画の提出を求めています。改善計画の提出を受けた後、定期的にモニタリングを実施する予定で
す。また、改善計画については、奈良県へ情報提供し、連携をして取り組んでまいります。

-185-

朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりました。議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意を頂き、 今定例会に提出いたしました全議案につきまして、原案のとおり可決、同意を得ましたことにお礼を申し上げる次第でございます。 議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。

今後と

も市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(吉田雅範)これをもちまして、令和五年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後二時十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署	署	署	議
名	名	名	슻
議	議	議	議
員	員	員	長
仲	大	山	吉
山	谷	П	田
	龍	耕	雅
嘉	雄	司	範